

防護エプロンを着用して 放射線業務を行う方は 「頭頸部用バッジ」 着用が必要です

防護エプロン着用により体幹部不均等被ばく
となる方は胸部・腹部用バッジに加え
「頭頸部用バッジ」着用が必要です。



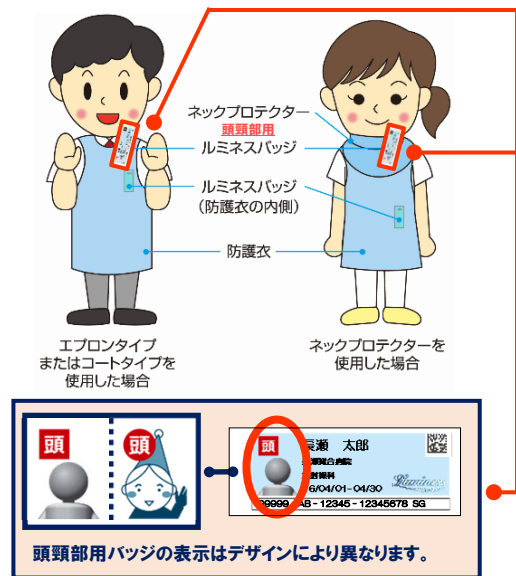
体幹部不均等被ばくとは

防護エプロン着用により、胸・腹部よりも、頭頸部の方が多く放射線を受けるおそれがある場合のこと。

この場合、防護エプロン内側の胸・腹部用バッジに加え、防護エプロンの外側に頭頸部用バッジを着用することが、法令で義務付けられています。

【関係法令】

電離放射線障害防止規則 第8条 第3項
医療法施行規則 第30条の18 第2項 第2号



防護エプロン着用時に頭頸部用バッジを着用しないと…

眼の水晶体や皮膚の等価線量、及び実効線量が正確に算定できません。

お問い合わせ

長瀬ランダウア株式会社 営業部
TEL : 029-839-3322 FAX : 029-836-8441
E-mail : mail@nagase-landauer.co.jp